

県公社の たより

2016年秋号
【第19号】

発行 神奈川県住宅供給公社



ブリヤン&プティの

国地探訪



2



1

フロール川崎下平間へ
行ってきました。

川崎市幸区

今回訪問したのは、川崎市幸区にあるフロール川崎下平間。近くには、同じく当公社のフロール川崎古市場、ルリエ新川崎があり、これらはJR南武線・鹿島田駅から1～10分程度の徒歩圏内にあります。

中高層建ての1～6番館からなるフロール川崎下平間は、総戸数523戸。広々とした中庭があることが特徴で、1番館・2番館の1階には各種店舗が設けられ、生活の利便性を高めています。どんな店舗があるのかは、中面をご覧ください。



3



4

- 1 フロール川崎下平間の中庭側の景観。
- 2 上階からの眺め。夏にはこの中庭でお祭りも行われます。
- 3 国道に面した高層棟の1階には店舗が連なり、広々とした歩道が印象的。
- 4 活気のある国道からの景観。

インターネットからは「神奈川公社」で検索！

<http://www.kanagawa-jk.or.jp>

神奈川公社

検索

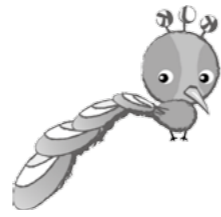
公社
Facebook

ブライアン&プティの 団地探訪

フロール川崎下平間の店舗紹介

フロール川崎下平間には、敷地東側の国道409号（府中街道）に面して店舗や事務所が200mほど軒を並べています。この辺りは、JR新川崎～鹿島田駅周辺一帯に広がる商業集積の「外堀」に位置し、団地居住者だけでなく地域に開かれた商業施設として機能しています。

一方、団地の中庭へ回ってみると、風に吹かれて木立がそよぎ、ゆったりとした時間が流れる別世界。高層棟を隔てて国道側の賑わいを創出する空間と、団地居住者のプライバシーと穏やかな日常生活を保つための空間が明確に分けられた造りが印象的です。



兄：ブライアン・レーヴ



4 イタリア料理 IL RICCIO(イル リッチョ)

佐世保・鳥取の旬の魚介類・野菜をメインに提供しています。

休 火曜
営 ランチタイム/ 11:45～14:30 (ラストオーダー)
ディナータイム/ 17:45～21:30(ラストオーダー)

8 かしまだ整骨院

冷え性改善・むくみ解消にフットケアがお勧め。キッズスペースもあるので子連れでも安心。

休 水曜
受付 9:00～13:00、15:00～20:00
日曜は 10:00～15:30

10 小麦工房 麦乃ありか

人気の玄米食パンは、わざわざ遠方から買いに来るお客様もいます。真っ白で見た目にもキレイなハウスローフはふわふわの食感。

休 月曜
営 火～金曜 8:00～19:00
土・日曜、祝日 9:00～19:00
※ 売り切れ次第終了

11 金子七蔵商店

鍵の事でお困りの方はお気軽にご相談ください。

休 日曜、祝日、第1土曜日
営 月～金曜 8:30～18:30
土曜 8:30～12:00



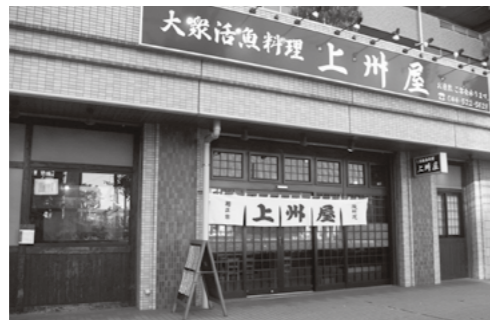
1 福祉クラブ生活協同組合

デイサービス「Day かしまだ」
その場で作る家庭的な食事とひとき風呂が利用者に好評いただいています。

休 日曜 営 9:00～17:00

介護用品レンタル・販売
「らく・らっく幸」

休 土・日曜、祝日
営 9:00～17:00



2 大衆活魚料理 上州屋

店長が直接毎朝市場で仕入れた新鮮なお魚が評判。生けず活魚料理もあります。

休 月曜 営 16:00～24:00



3 らあめん 元住家

ライス無料サービス実施しています。

休 月曜 営 11:00～23:00



5 川崎保険センター

休 土・日曜、祝日
営 9:00～18:00



6 平間電気設備

電気、空調設備のことならお気軽にご相談ください。

休 日曜、祝日
営 9:00～17:30



7 ITTO個別指導学院

「学習方法」を教えることに注力しています。

休 日曜 営 14:00～22:00



9 お好み焼き みのん

今なら人気の明太もんじゃが約300円もお得。つなぎに山芋のみを使った「ふわふわ焼き」も人気。

休 火曜
営 平日 17:00～23:30
土・日曜 11:45～23:30



弟：プティ・レーヴ

住宅内の修繕（模様替え申請を含む）、共用部分の修繕・清掃・保守点検等のお問い合わせは…

若葉台団地にお住まいの方

(一財)若葉台まちづくりセンター ☎ 045-921-3361
FAX 045-921-3365

水曜・祝日を除く 8:30～17:30。それ以外の緊急時は防災センターが対応します。(☎は、まちづくりセンターと同じ)

若葉台以外の団地にお住まいの方

(一般社) かながわ土地建物保全協会の各サービスセンター

川崎	☎ 044-511-2500 / FAX 044-522-9405	湘南	☎ 045-803-6352 / FAX 045-804-3495
横浜北	☎ 045-933-0593 / FAX 045-932-4865	県央	☎ 046-251-2901 / FAX 046-255-6819
横浜南	☎ 045-778-4425 / FAX 045-778-4428	西湘	☎ 0463-71-1839 / FAX 0463-73-0428

夜間、土・日曜、祝日は、緊急連絡センター☎ 045(212)1889へ

ご案内

◆ 孤立死防止のための安否確認に関するお知らせ

「最近見かけない」、「郵便物が溜まっている」…
異変に気づいたら、ためらわずに連絡を!

現在、当会社では新聞配達組合や市区町などと連携して、安否確認のネットワークを拡充しており、通報により一命を取り止めたという事例もございます。

公社賃貸住宅にお住まいの皆様におかれましても、身の回りで「いつも会う人を見かけなくなった」「郵便物が何日も溜まっている」など、お気づきのことがございましたら、当会社または保全協会までご一報ください。

安否確認できない場合、警察立会いでお部屋の鍵を壊して入室することがあります。

安否確認の通報があった際には、当社からご入居者様本人、連帯保証人様、ご親族様などに連絡を入れて状況を確認します。

それでも安否が確認できなかった場合、お部屋の中で倒れている可能性もあることから、警察立会のもと鍵業者に依頼して解錠し、お部屋の中を確認させていただくこともあります。この場合、原則として解錠した鍵の復旧費用を請求させていただきます。

そのようなトラブルを防ぐためにも、長期不在の際には事前に当会社にお申し出ください。また、新聞や牛乳等の定期配達物がある場合には、事前に各配達元に連絡を入れておくことをお勧めします。

◆ 家賃の「引上げ額緩和措置」の適用申請について

「引上げ額緩和措置」とは、家賃変更後の引上げ額が半減される制度です。この制度を適用するには、お住まいの皆様からの申請が必要です。

適用となる世帯は、①平成27年3月31日以前から引き続きお住まいで、かつ、②平成27年4月1日実施の家賃変更により家賃が引上げとなった住宅にお住まいの世帯のうち、③申請日時点(受付終了日まで)で一定の世帯要件(高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯・介護世帯・生活保護世帯)と所得要件を充たす世帯となります。

緩和家賃が適用された場合は、家賃変更による引上げ額が平成29年4月から次回の家賃変更(平成30年4月予定)まで原則1年間軽減されます。

申請の受付は、秋頃を予定しております。通知は、各団地の掲示板に掲示いたしますので、必ずご確認ください。

適用条件を充たしていても申請しなかった場合、受付期間を過ぎて申請した場合は、緩和家賃の適用が受けられませんので、必ず期間内に手続きしてください。

なお、現在、緩和家賃が適用されている方は、原則、次回の家賃変更まで軽減されますので、本年度申請する必要はございません。(前回の適用後、家族構成・適用要件等に変更がある場合には、お申し出ください。)

火災保険加入のお勧め



当公社では、賃貸住宅の火災等の被害に備え、火災保険に加入していますが、これはあくまでも建物等、公社所有部分に対する補償となります。入居者の皆さまの家財の被害や賠償責任については対象となりませんので、ご自身の家財を補償する「火災保険」を主契約とし、「借家人賠償責任保険」、「個人賠償責任保険」を特約とする、火災保険への加入をお勧めします。

主契約

大切な家財の損害の補償

火災保険

火災等により、ご自身の家財が被る損害を補償します。

例) 火災(自身が起こした火災による損害の他、延焼、消火活動のための放水による損害を含む。)、落雷、破裂・爆発、風災、漏水、盗難事故等による、自身の家財への損害。

特約

貸主への賠償費用の補償

借家人賠償責任保険

自身が起こした事故により、借りている住戸に損害を与えた場合、貸主(公社)に対する法律上の賠償費用を補償します。

例) 自身が起こした、火災、爆発、漏水事故等による、借家への損害。

特約

日常生活での賠償費用の補償

個人賠償責任保険

日常生活において、第三者に怪我を負わせたり、第三者のものを壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します。

例) 階下への漏水(洗濯機排水の粗相等)による家財賠償等、居室に関わる事故の他、外出先で第三者に与えた賠償事故(自転車事故・お店の商品の破損)等、日常生活において起こりうる、あらゆる対人・対物リスクについて補償されます。

《ご注意》

※ 火災保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害は、補償の対象となりません。

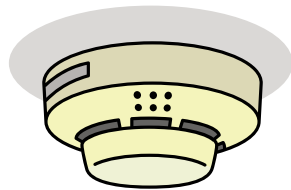
したがって、地震等による損害については、火災保険と併せて地震保険に加入する必要があります。

※ いずれの保険も、故意、重過失または法令違反によるものは補償の対象外となる場合もあります。

《保険料の目安(2年間)》

例) 家財: 300万円・
借家人賠償: 1,000万円・個人賠償: 1億円

地震保険 (※ 家財 150万円)	
なし	あり
12,000円程度	17,000円程度



火災警報器の 点検も忘れずに

消防法令により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから約10年になります。

火災警報器は古くなると、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるので、テストボタンやひもを引いて定期的に動作確認をしましょう。また、汚れやホコリがたまらないよう、こまめにお手入れしてください。

投稿募集。ご感想もお聞かせください!

「県公社のたより」では、皆様からの写真やお便りの投稿を募集しています。また、本紙の内容・構成に関わるご感想やご意見も、お気軽にお寄せください。

- 写真投稿「わが団地のワンショット」＝癒いや潤いある団地生活を題材にした作品にコメント(写真説明)を添えてお寄せください。応募写真は、①プリントならLサイズ以上、②デジタルデータならJPEG形式で500KB～2MB程度のファイルサイズでお願いします。
- 「お便り」・「お客様の声」＝日常生活に関わる「ちょっといい話」や、当公社へのご意見・ご質問を手紙・メール・FAXにてお寄せください。
- いずれの投稿も団地名、住戸番号、氏名、電話番号を必ずご記入の上、「県公社のたより」担当までお送りください。(掲載に際して匿名をご希望であればその旨お申し出ください。)

県公社のたより

第19号 2016年10月1日発行

次回・第20号は
2017年4月発行予定です

バックナンバー(過去発行号)は
当公社ホームページからご覧いただけます。
<http://www.kanagawa-jk.or.jp/residents/>

【企画・編集】

神奈川県住宅供給公社

「県公社のたより」担当

〒231-8510 横浜市中区日本大通33番地
☎045(651)1864 FAX 045(671)0905
営業時間 平日 8:30～17:30

《E-mail》 tayori@kanagawa-jk.or.jp

広告



東京海上日動

〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4
(横浜中央支店・金融公務課)
TEL:045-224-3519 FAX:045-224-3520

【広告主さま募集中!】

県公社のたより(発行部数14,000部、年2回発行)に広告を掲載しませんか?
ご興味がおありの方は、「県公社のたより」担当(☎045-651-1864)へ
お気軽にお問い合わせください。